

令和 7 年度

第 5 回 農業委員会総会 議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第5回 市川市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年8月4日(月) 午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 出席委員 14人

農業委員

9人

1番

板橋 利行

2番

石井 宏

3番

小沢 伊知郎

4番

朝倉 一江

5番

太田 裕士

6番

山野 孝一

7番

岡崎 博一

9番

小川 治夫

会長 10番

石橋 弘嗣

欠席委員

1人

8番

神澤 晶子

農地利用最適化推進委員

5人

1番

久保田 章

2番

富田 憲一

4番

石井 悦史

5番

大滝 與鷹

6番

平田 秀行

欠席委員

1人

3番

皆川 佳広

4. 議事日程

- 1 議事録署名等委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名
- 4 議題

議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	令和7年度農地利用状況調査について	
議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	2件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	1件
報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）	34件
報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	2件

5. 農業委員会事務局職員

局 長	岩佐 伸幸
次 長	秀谷 康久
副 主 幹	吹上 裕三
主 査	室岡 稔
主 任	牧野 有希

6. 会議の概要

発言者	内 容
議長	ただいまより、令和7年度第5回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の定例総会の出席状況でございますが、議席8番の委員、議席3番の推進委員より欠席の連絡を受けております。農業委員10名中9名、推進委員6名中5名出席しております。 農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。 市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	それでは、議席4番の委員、議席5番の委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、牧野主任を指名いたします。 次に、来月分の付託調査班を指名いたします。 農地関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。 農政関係は、第4班で、議席7番の委員、議席2番の委員です。 なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。

	それでは、議案第１号から議案第５号までと、報告第１号から報告第３号までを議題といたします。 慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。 議案第１号「農地法第４条の規定による許可申請について」、事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第１号「農地法第４条の規定による許可申請について」今回の申請は、１件でございます。 議案書の１ページ・２ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和７年７月１６日でございます。 申請地は大町で、地目は畑、面積は１６５平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域で、農業振興地域ですが農用地ではありません。 転用目的は、貸駐車場にするものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第１班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席１番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席１番の委員。
議席１番の委員	現地調査は、令和７年７月２３日に農地調査班第１班の委員で行いました。 申請地は、市川市立大町小学校の南西側、おおむね２００メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりま

	した。 農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断します。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、隣接地に農地はありません。 また、整地転圧の上、砂利敷きとします。 雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。 報告は以上です。
議 長	第1班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事 務 局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 申請人は、市内に居住する個人です。 申請地付近で駐車場が不足しており、近隣住民から駐車場として使用したい旨の要望があったことから申請するものです。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。 一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

		転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、隣接地に農地はございません。 工事の予定につきましては、許可後 3 か月以内に着工し、完了は、着工後 1 か月となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 以上でございます。
議 長		事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員		なし。
議 長		「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員		異議なし。
議 長		ご異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号は、全会一致により許可相当という意見を付して県知事に送付することと、決定いたします。 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、事務局から、議案の説明をお願いします。
事 務 局 長		はい、議長。
議 長		はい、事務局長。
事 務 局 長		議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1 件でございます。 議案書の 3 ページ・4 ページをお願いいたします。

	申請受付日は、令和7年7月17日でございます。 申請地は柏井町2丁目の4筆で、地目は畑、合計面積は1,278平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、駐車場及び運動場を目的に所有権の移転をするものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。 調査結果につきましては、ご報告をお願いします。
議席2番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席2番の委員。
議席2番の委員	現地調査は、令和7年7月23日に農地調査班第1班の委員で行いました。 申請地は、柏井公民館の南側、おおむね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、一部は市街地化の傾向が著しい区域にある農地であることから第3種農地、一部は宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、隣接地に農地はありません。 雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。 また、埋め立てはせず、敷地内は一部は整地のみ、一部は整地、転圧後、砂利敷きとします。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。

議 長	報告は以上でございます。 第 1 班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事 務 局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 譲受人は、柏井町に主たる事務所を置く社会福祉法人です。 申請地の隣で経営している施設の駐車場が手狭になってきたこと及び施設入居者の運動場がほしいと考えたため申請に至ったとのことです。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、隣接地に農地はありません。 工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工から 2 ヶ月となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、現実性が認められるものと思われます。 説明は、以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。

	それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 2 号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 次に、議案第 3 号「令和 7 年度農地利用状況調査について」、事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第 3 号「令和 7 年度農地利用状況調査について」、ご説明いたします。 議案書の 5 ページをお願いいたします。 農地法第 30 条では、「農業委員会は、毎年 1 回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。」と規定されております。 このことから、令和 7 年度における農地利用状況調査の実施についてお諮りするものです。 調査につきましては、議案書の日程により実施する予定です。 主な調査の内容につきましては、 (1) 市内全域の遊休農地の実態把握 (2) 農地法の許可及び届出案件の履行状況の調査・確認

		(3) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の農地の履行状況の調査・確認 (4) 農地の違反転用の早期発見 (5) 相続税・贈与税納税猶予特例適用農地の営農状況の調査・確認などでございます。 なお、遊休農地の調査対象地については、調査を行っていただく担当委員及び推進委員にお配りいたしましたクリアファイルのとおりでございます。 説明は、以上でございます。
議	長	事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各	委 員	なし。
議	長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第3号「令和7年度農地利用状況調査について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
各	委 員	異議なし。
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。 次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長		はい、議長。
議	長	はい、事務局長。

事 務 局 長	議案第４号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。 議案書の７ページ・８ページをお願いいたします。 令和７年６月２７日付け及び令和７年７月１０日付けで、生産緑地法第１０条の規定に基づき市川市長に買取りの申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が２件提出されたものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第３班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席５番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席５番の委員。
議席５番の委員	議案第４号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。 現地調査は、令和７年７月２２日に第３班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 （１）の申請地は、市川市立宮久保小学校の北側、西側に位置した田及び畑６筆で３，６８０平方メートルです。 主に申出人の父が農業に従事していましたが、令和６年１１月に死亡し、今後、農業経営を縮小することから、今回の申請に至ったとのことでございます。 死亡した者の農業従事日数は、年間３００日です。 農家基本台帳で確認いたしました。 このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。 （２）の申請地は、市川市立柏井小学校の西側に位置した畑、合計２筆で、合計面積は１，４０９平方メートルです。 主に申出人の賃借人が農業に従事していましたが、令和５年７月に死亡し、今後、農業経営を縮小することから、今回の申請に至ったとのことでございます。

	死亡した者の農業従事日数は、年間３００日です。 農家基本台帳で確認いたしました。 このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。 以上でございます。
議 長	第３班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。お諮りいたします。 議案第４号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、（１）について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第４号（１）は、全会一致により証明することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第４号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、（２）について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。 異議なし。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第４号（２）は、全会一致により証明することと、決定いたします。 次に、議案第５号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局から議案の説明をお願いします。

事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。 今回の申請は、1 件ございます。 議案書の 9 ページから 11 ページをお願いいたします。 相続人から租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるため、令和 7 年 6 月 25 日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。 対象となる特例農地は、宮久保の農地 40 筆で、合計面積は 27,540.41 平方メートルです。 地目は「田・畑」ですが、現況は「樹園地」でございます。 なお、特例農地の相続開始は令和 6 年 11 月 30 日でございます。 説明は以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第 3 班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席 6 番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席 6 番の委員。
議席 6 番の委員	議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。 現地調査は、令和 7 年 7 月 22 日に第 3 班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 農業経営は、被相続人夫婦と相続人夫婦及び相続人の長男の 5 名で農業に従事していました。 特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。

	特例農地の状況ですが、市川市立宮久保小学校北側、西側に位置した樹園地40筆、27,540.41平方メートルです。 いずれも適正に肥培管理されておりました。 調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。 以上でございます。
議 長	第3班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号は、全会一致により証明することと、決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。
事 務 局 次 長	次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」事務局より、報告いたします。
議 長	はい、議長。 はい、事務局次長。

事務局次長	報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、1件、報告いたします。 議案書の13ページをお願いいたします。 令和3年2月12日付けで相続の権利を取得されており、相続人からは、令和7年7月7日に権利取得の届出がありました。 なお、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。
議長	報告は、以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」（事務局長専決分）、事務局より報告いたします。
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出」について、事務局長において34件専決しましたので、報告いたします。 議案書の15ページをお願いいたします。 今回の報告は、令和7年7月1日から7月28日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は 20件、43筆、19,464.80平方メートル、 第5条の届出は 14件、23筆、14,169.66平方メートルで、 第4条と第5条の合計は 34件、66筆、 転用面積は33,634.46平方メートルでございます。 なお、詳細につきましては、16ページから22ページまでに記載のとおりです。

議 長	報告は、以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第３号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、事務局より、報告いたします。
事 務 局 次 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事 務 局 次 長	報告第３号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、報告いたします。 議案書の２３ページをお願いいたします。 本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出する際に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。 令和７年６月２５日から令和７年７月８日までの間に申請がありました２件において、現地調査等を実施し、証明書の交付要件を満たしていることを確認したうえで証明書を交付いたしました。
議 長	事務局からの報告は以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和７年度第５回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 石 橋 弘 嗣

委 員 朝 倉 一 江

委 員 太 田 裕 士
